

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

1 議員報酬額

令和二年四月一日から令和五年四月二十九日までの間における議員報酬の月額を次のとおり減額することとした。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、減額前の額とすることとした。

(1) 議長

月額 九十六万五千円 ↓ 月額 八十六万円

(2) 副議長

月額 八十四万三千円 ↓ 月額 七十五万円

(3) 議員

月額 七十七万八千円 ↓ 月額 七十万円

2 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。